

イベント等によるストリートピアノの使用について

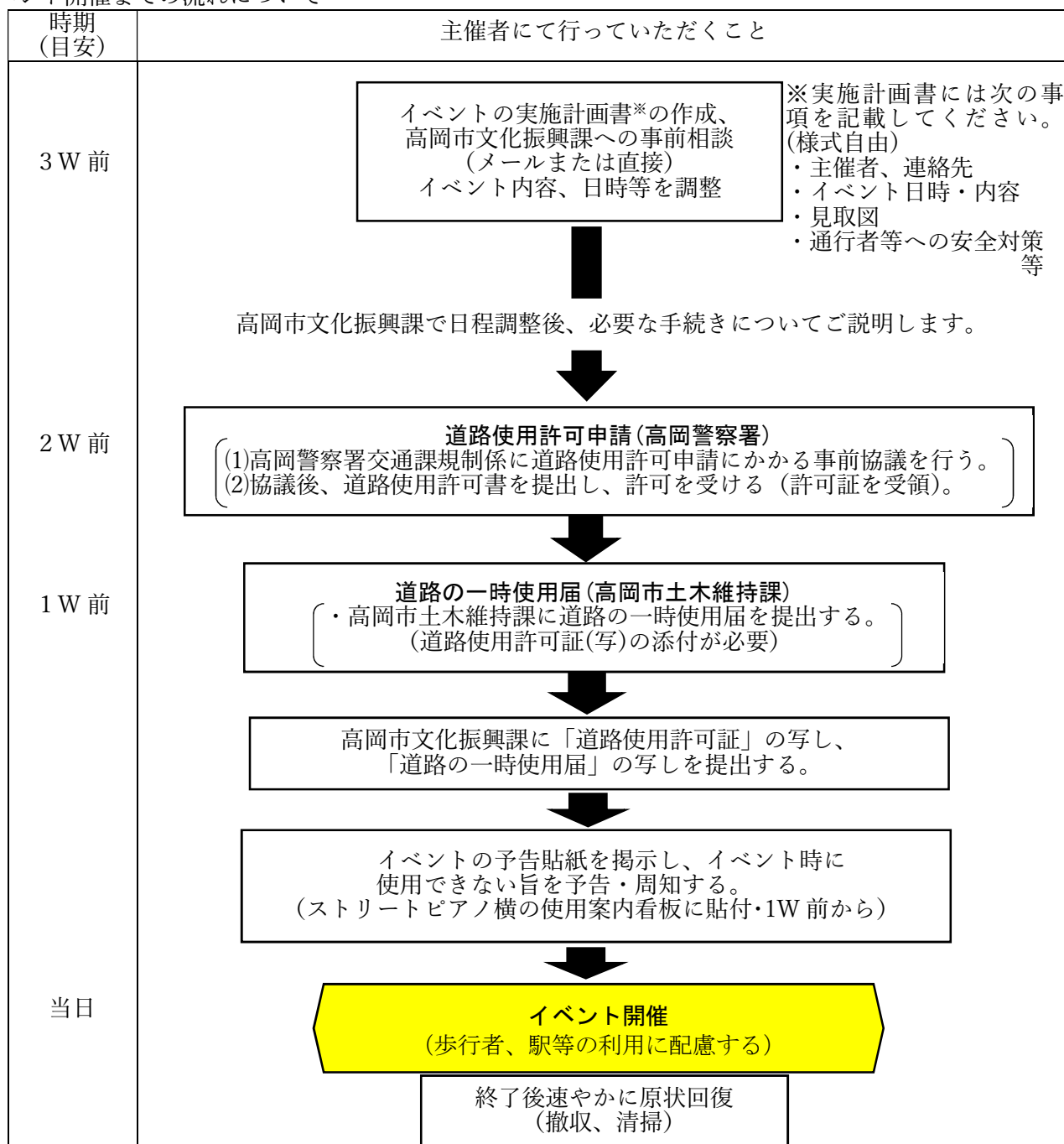
ストリートピアノを使って合唱や合奏、コンサートなどを行う場合は、高岡警察署への「道路使用許可」と、高岡市土木維持課への「道路の一時使用届」が必要となります。開催前に高岡市文化振興課にご相談ください。開催日時の調整と届出の手続きについてご説明します。

なお、使用にあたっては次の注意事項を遵守してください。

■ストリートピアノ使用の注意事項

- ・営利目的ではないこと。
- ・利用者や通行人の迷惑にならないこと。
- ・イベント等の開催時間は1時間程度とすること。
- ・利用時間はピアノの通常の演奏可能時間（9：00～18：30）の範囲内で行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を講ずること。
- ・イベント開催後は原状回復を徹底すること。
- ・イベント等におけるトラブル等については主催者にて対応すること。

■イベント開催までの流れについて



※実施計画書には次の事項を記載してください。
(様式自由)
・主催者、連絡先
・イベント日時・内容
・見取図
・通行者等への安全対策等